

## 令和 6 年度名古屋市教育委員会第33号議案

### 名古屋市入学支援金条例施行規則案について

#### 1 制定の趣旨

名古屋市入学支援金条例の施行に関し必要な事項を定めるため、規則の制定を行うものです。

#### 2 主な内容

- (1) 専修学校及び各種学校の定義を定めます。
- (2) 受給資格について、基準日、就学に要する経費を負担すべき者及び経済的理由により就学の支援が必要と認められる要件を定めます。
- (3) 申請手続を定めます。

#### 3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に高等学校等に入学しようとする者について適用します。
- (2) この規則の施行の際現に名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号。以下「旧条例」といいます。）第 6 条の規定により決定を受けている者については、この規則による改正前の名古屋市入学準備金条例施行規則（以下「旧規則」といいます。）の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有することとします。
- (3) この規則の施行の日以後において、旧条例第 9 条の規定により入学準備金の返還債務を有している者については、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有することとします。

#### 4 規則案

別紙のとおり

＜参考＞名古屋市入学支援金条例

（受給資格）

第3条 入学支援金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1）委員会が別に定める日（以下「基準日」という。）において、本市の区域内に住所を有すること。
- （2）その保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者をいう。）が、基準日において、本市の区域内に住所を有すること。
- （3）基準日において、愛知県内に所在する中学校等に在学していること。
- （4）基準日の属する年度の翌年度において、愛知県内に所在する高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程にあっては、愛知県外に所在するものを含む。以下同じ。）に入学しようとする者であること。
- （5）基準日の属する年度の末日において16歳に達していない者であること。
- （6）経済的理由により就学の支援が必要と認められること。



名古屋市入学支援金条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市入学支援金条例施行規則

名古屋市入学準備金条例施行規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第 7 号）  
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名古屋市入学支援金条例（令和 7 年名古屋市条例第 号。  
以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（専修学校及び各種学校）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号の教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定  
めるものは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18  
号）第 2 条第 5 号に規定する専修学校及び各種学校とする。

（受給資格）

第 3 条 条例第 3 条第 1 号の委員会が別に定める日は、入学支援金の支給を受  
けようとする学年度の 7 月 1 日（以下「基準日」という。）とする。

2 条例第 3 条第 2 号の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に

定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 申請者に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長その他の委員会が別に定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者

(2) 申請者に保護者がいない場合 当該申請者（当該申請者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

3 条例第3条第6号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 委員会が別に定めるところにより算定した額（申請者の保護者等が2人以上いるとき又は申請者の親権を行う者が配偶者を有するとき（申請者の親権を行う者が当該配偶者である場合を除く。）は、その全員の当該額を合算した額）が、委員会が別に定める額に満たないこと。

イ その他委員会が経済的理由により就学の支援が必要と認める事由があること。

(2) 基準日において、申請者について生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助の支給が行われておらず、かつ、同法第17条の規定による生業扶助その他高等学校等に入学をするために必要な学資（委員会が別に定めるものに限る。）の支給が行われる見込みがないこと。

（申請手続）

第4条 条例第5条の規定による申請は、申請者及び保護者等の氏名、住所その他必要な事項を記載した申請書により行わなければならない。

2 前項の申請は、委員会が指定する日までに行わなければならない。

3 委員会は、申請者又は校長に対し、申請者の条例第3条の受給資格を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に高等学校等に入学しようとする者について適用する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号。以下「旧条例」という。）第 6 条の規定により決定を受けている者については、この規則による改正前の名古屋市入学準備金条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の日以後において、旧条例第 9 条の規定により入学準備金の返還債務を有している者については、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。